



日本ボーイスカウト神奈川連盟創立60周年記念

## 第12回 神奈川キャンポリー

# 危機管理マニュアル

12K C大会本部 救護部

2009/7/10 (第2版)



テーマ『朝霧高原から新たなる出発』

～手をつなごう・友と地球と～

平成21年8月2日(日)～6日(木)

静岡県富士宮市根原 朝霧高原



日本ボーイスカウト神奈川連盟

～Since 1964～

## I.目的

この12K C・危機管理マニュアルは、12K C参加者や見学者等に被害が及ぶ恐れがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

## II.定義

本マニュアルで用いる主な用語の定義は、つぎの通りとする。

- ①危機：12K C参加者や見学者等の生命・財産に重大な被害を招く事象や状態
- ②危機要因：危機をもたらす可能性が潜在する物事や行動
- ③危機管理：危機に関して、12K Cの組織を調整し「12K C参加者や見学者等の生命と財産を守る」ための活動。危機管理には、平常時における危機の発見・評価、危機管理目標の設定、危機予防対策、緊急時の的確な対応、収束時の復旧と復興がある。
- ④危機対策：危機発生の予防及び被害軽減のための平常時の危機予防対策、危機発生時において最小限に抑制するための緊急時の対応及び復旧対策。

## III.対象とする危機の範囲

### (1) 自然災害

- ①地震
- ②風水害・台風
- ③その他自然現象による災害（富士山噴火など）

### (2) 重大事故

- ①大規模な火災又は爆発事故であって、多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ②ライフラインに係る事故であって、野営生活に重大な影響を与えるもの
- ③鉄道又は車両に係る事故であって、多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ④危険物、有毒ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出事故
- ⑤核・原子力関係事故
- ⑥その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生じる恐れのある事故

### (3) 重大事件等

- ①大規模な騒乱、武力攻撃事態、テロ等で重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生じる恐れのあるもの。
- ②その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは、生じる恐れのある事件。

### (4) 健康危機

- ①致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生（新型インフルエンザウイルス感染）
- ②大規模な集団食中毒の発生
- ③毒劇物の混入による集団健康被害の発生
- ④科学剤、生物剤による集団健康被害の発生
- ⑤水質汚染、土壌汚染被害の発生
- ⑥その他原因不明の健康被害の拡大

- (5) 公共施設での災害、事故等
- ①設備安全管理上の重大な事故
  - ②不審者侵入、不審物等によって、重大な人的被害が生じ、又は生じる恐れのあるもの。
  - ③火災
  - ④不当要求（暴力団等による不当な要求）による被害
  - ⑤その他公共施設で人的被害が生じ、又は生じる恐れのある災害、事故等。

※個別マニュアルで管理されている危機については、そのマニュアルに従う。

#### IV.危機管理基本方針

危機管理基本方針として、以下の事項を定める。

- ①12K C全体の危機管理体制を構築する。
- ②備えの出来ていない危機や対策不十分な危機に危機に対して必要な対策を講じる。
- ③12K C参加者全員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するために、幅広く教育・訓練を実施する。
- ④危機管理に関する活動状況や結果を点検・見直す仕組みを構築していく。

#### V.危機管理のための組織体制

本来ならば危機毎に危機管理部及び危機関連部を定め危機に対応すべきであろうが、12K Cでは全体的な危機管理の推進及び組織連携を図るために、危機管理部・危機連絡会議及び危機管理対策委員会を設ける。

- (1) 部署（各部）
  - ①各部署（各部）は、自部署を取り巻く危機の発見及び評価を行う。
  - ②担当部が明らかでない危機を発見した場合は、危機管理部に適宜報告する。
- (2) 危機管理部
  - ① 役割
    - i) 平常時
      - ① 危機管理部が担当部となった危機に対する対応
      - ② 危機管理対策委員会の事務局
      - ③ 危機管理に関わる規程・計画・マニュアルの一元的な管理
      - ④ その他、危機管理に係わる必要な支援
    - ii) 緊急時
      - ① 危機管理部が担当部となった危機に対する対応
      - ② 担当部が明らかでない場合の当面の対応
      - ③ 当該担当部等に対する必要に応じた支援
  - ② 構成
    - i) 部長：12K C運営本部長
    - ii) 構成員：野営本部長、総務部長、野営管理部長、救護部長、施設資材部長、

行事部長、配給部長、広報部長、県連事務局長

(3) 危機連絡会議

① 役割

- i) 危機発生が緊迫した時点で、緊急時の対応に関する協議と必要な支援
- ii) 担当部が明らかでない危機に関する担当部の検討

② 構成

- i) 議長：危機管理部長（12K C 運営本部長）
- ii) 構成員：野営本部長、総務部長、野営管理部長、救護部長、施設資材部長、  
行事部長、配給部長、広報部長、地区野営区長、県連事務局長

(4) 危機管理対策委員会

① 役割

- i) 危機発生時点で、初動連携体制の確立
- ii) その他危機管理に必要な事項

② 構成

- i) 委員長：12K C 大会長
- ii) 構成員：副大会長、運営本部長、副運営本部長、野営本部長、副野営本部長  
総務部長、野営管理部長、救護部長、施設資材部長、行事部長、配給部長、  
広報部長、地区野営区長、県連事務局長

## VI. 危機管理の基本姿勢

危機を未然に防止し、あるいは万一危機が発生した場合その被害を最小限に抑えるために、各部署が危機管理意識を持ち積極的に対応することが不可欠である。

しかしながら、緊急時はもとより、平常時においても組織及びスタッフの危機管理意識が欠如していれば、対応等を誤り被害が拡大する恐れがあるばかりか、参加者・見学者や社会から批判を招き、スカウト活動への信頼を失いかねない。

そこで、組織及びスタッフに共通する危機管理の基本的な姿勢を示すので、各部署並びにスタッフ一人一人の危機管理能力を更に高めてもらいたい。

(1) 平常時

- ① 事件や事故等の危機を個人的な問題、あるいは偶然や間が悪くて生じたものという認識では、危機の兆候を見逃しかねない。常に「もしかしたら・・・」の心構えを持つことが「まさか・・・」の事態を未然に防ぐことにつながる。
- ② スタッフは、危機の要因を見抜く目を養うために、日頃から場内や他団体で発生した事故・事件等の危機情報に目を配る。特に、これまで起こったことが無い、又は長らく発生していない事態、まれに行う業務の中などには、隙が出来やすいため注意を要する。
- ③ スタッフは、高齢者や障害者、子供その他特に配慮を要する者の立場をふまえ、常に参加者・見学者の目線に立って危機の未然防止に資する行動をとる。

- ④ 社会的見地や道義的立場から見て、参加者や見学者の批判を招き、スカウト活動への信頼を失う結果となるような行動は厳に慎む。

## (2) 緊急時

- ① 被災者や被害者が発生した場合、人命の安全確保を最優先にした具体的かつ適切な対応をとる。
- ② 危機は会場内の現場で起こるため、スタッフは素早く「危機を危機と認識」し、緊急対応すべきか否かの判断を行う。危機ないし危機に結びつく兆しと判断した時は躊躇することなく所定の緊急連絡と行動対応をとる。
- ③ 緊急時には予期しないことが次から次へと起こり混乱することが予想されるが、危機状況に対して受身的な対応で終始することなく、状況変化を先読みして先手先手をとり、主体的に困難を切り開いていく心得を持つ。
- ④ マスコミからの問い合わせ等に対し、部署によって対応が異なるよう窓口を統一するなど、対応方法を調整する。特に、当該危機に密接に関わる関係部署との連絡調整は確実にを行う。
- ⑤ スタッフは、大規模な危機や社会的反響が大きいと思われる危機に際しては、危機担当のスタッフだけでなく 12K C 全体の問題としてとらえ、危機認識を充分持つとともに、いやしくも参加者や見学者の誤解や批判を招くような不適切な行動を取ってはならない。

## VII. 平常時の危機管理

### (1) 危機発見

スタッフは、各自の担当部署が管理すべき危機を、次に従って明確にする。

- ① 危機の発見作業を担当部署単位に適宜行う。
- ② 部署が抱える危機を抽出する。
- ③ 抽出した危機を分類整理する。

### (2) 危機評価

- ① 危機の大きさの評価：各部署は予想される危機の大きさを評価する。
- ② 対策レベルの現状把握
- ③ 「策を施す危機」と「監視のみ行う危機」に分ける

### (3) 危機管理目標

- ① 目標の設定  
各部は危機ごとに危機管理目標を設定する。
- ② 目標の設定方法
  - i) 目標は事業ごとに、プログラムごとに設ける。
  - ii) 目標は危機ごとの活動目標や危機要因の具体的な改善対策として設定する。
  - iii) 可能ならば、数値により目標を設定する。

#### (4) 危機予防対策

##### ①危機予防対策の策定

各部署は、対策を施すべき個々の危機毎に、危機の発生可能性と影響度の軽減を図るために総合的な観点から危機予防対策を策定する。

##### ②主要な危機予防対策

- i) 危機要因を排除するために、計画、維持・管理、利用などの各段階に必要な安全上の点検を励行し、発見された危機要因は迅速かつ的確に処理し、その結果を記録する。
- ii) 安全環境等の整備
- iii) 危機予防の研修（危機管理意識向上のため、スタッフへの研修）
- iv) 危機予防に関する広報（危険予測情報や注意喚起情報等を知らせる）

#### (5) 緊急対応の事前準備

- ① 各担当部署のマニュアルの整備
- ② 緊急対応のための教育・訓練の実施
- ③ 緊急資材の計画的な備蓄
- ④ 情報収集と連絡体制の確立並びに定期的な更新
- ⑤ 関係機関並びに関係諸団体との連携強化

### VIII. 緊急時の対応

#### (1) スタッフの初期対応

- ① スタッフは危機発生に関する情報を入手したときは、担当部署を通じて関連部署や危機管理部に連絡するなど、適切な措置を講じる。
- ② 警察署・消防署等の関係機関に通報が必要な場合は、所属長の判断で通報する。尚、緊急の場合は、自らの判断で通報する。
- ③ 担当部署が明らかでない場合は、危機管理部に通報する。
- ④ 危機が夜間等に発生した場合は、各部署が定めるマニュアルに従い迅速に通報。
- ⑤ 通報を受けた危機管理部は、出来る限り情報の信憑性及び具体的な内容や状況の把握に努め、各部署に適宜連絡をする。

#### (2) 危機情報連絡のポイント

- ① 覚知した内容は、第1報として速やかに伝達する。
- ② 危機情報は「5W1H」を把握することとするが、一部不明な項目があっても知り得た情報の範囲内で、取り急ぎ、第1報を行う。
- ③ 覚知した内容が、緊急・異常事態に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急・異常事態とみなし、対応する。

#### (3) 危機管理部の緊急対応

12K Cに重大な影響を及ぼす恐れがある危機情報がもたらされた場合、危機管理部は以下の支援業務を行うと共に、必要に応じて危機管理会議を開催する。

- ① 危機管理部は、情報収集に努めるとともに、必要に応じて現場に急行して状況の把握を行う。
- ② 危機管理部は、担当部、関連部の即応体制を確認すると共に、関連情報を集約する。
- ③ 担当部が明らかでない危機の場合、当面の担当として対応を行う。
- ④ 担当部が明らかでない危機について、主管部の決定や応急対応策について、野営長に協議する。
- ⑤ 担当部が決定された場合には、当該担当部と協力して対応する。

#### (4) 危機連絡会議

##### ① 召集

12K C 運営に重大な影響を及ぼす恐れがある危機が発生した場合、危機管理部は危機情報を集約するとともに、各部の状況を考慮しつつ、危機管理部の判断により、危機連絡会議を招集する。

##### ② 構成

i) 議長：危機管理部長（12K C 運営本部長）

ii) 構成員：野営本部長、総務部長、野営管理部長、救護部長、施設資材部長、行事部長、配給部長、広報部長、地区野営区長、県連事務局長

##### ③ 役割

i) 市役所・警察署・消防所等関係機関との連携体制の確認

ii) 県連・GHQ・SHQ等部内関係への対応の確認と情報報告

iii) 担当部、関連部が行う緊急対応における協議と必要な支援

#### (5) 危機管理対策委員会の開催

##### ① 開催

i) 危機管理部長は、危機連絡会議での協議上、危機管理対策委員会の開催を12K C 大会長に要請する。なお、12K C 運営に甚大な影響を及ぼす危機が発生し、または、発生の可能性が生じ、直ちに危機管理対策委員会の開催が必要であると危機管理部長が判断した場合、危機管理部長は独自の判断により、12K C 大会長に開催を要請することができる。

ii) 12K C 大会長の判断により危機管理対策委員会を開催する。

##### ② 構成

i) 委員長：12K C 大会長

ii) 構成員：副大会長、運営本部長、副運営本部長、野営本部長、副野営本部長総務部長、野営管理部長、救護部長、施設資材部長、行事部長、配給部長、広報部長、地区野営区長、県連事務局長

##### ③ 役割

i) 緊急対策の決定と指示

ii) 担当部、関連部が行う緊急対応を支援するためのスタッフの招集・配備

(6) 緊急時の広報

緊急時の広報は、危機が発生した場合に、発生事象の事実関係、GHQの緊急対応内容・方針、今後の見通しなどについて、いち早く12KC会場に広報し、参加者自身が行う応急対応に資するとともに、拡大被害・二次被害などへの12KC参加者への不安感を解消することを目的として行う。

(7) 緊急時の各部の特定任務

i) 総務部

- A) 危機管理部長（運営本部長）の指示に基づき、地元自治体等に災害救助要請の手続きを行い、避難先決定の調整を行う。
- B) 避難人員、残留人員の状況を把握し、特に野営管理部、配給部等に速報する。
- C) 電話及び無線による通信連絡を統制し、各SHQの連絡者を常駐させ、緊急連絡を可能にする。
- D) 会場全般の状況、特に全参加者の退避先等の情報を収集する。
- E) 売店の販売を中止し、資材・商品等の保全を図る。

ii) 施設資材部

- A) 危険な施設の状況を把握し、その予防撤去あるいは保全について所要の処置を講ずる。
- B) 退避先への資器材の取得・配分を担当する。

iii) 配給部

- A) 緊急退避の恐れがある場合は、危機管理部長（運営本部長）の指示に基づき必要な処置をとる。
- B) 退避した参加隊及び残留する参加隊の給食の対策を講ずる。

iv) 行事部

- A) プログラムの変更について、危機管理部長（運営本部長）の指導のもとに具体案を作成し、野営本部長と協議のうえ、大会長の決定を経て関係者へ徹底を図る。
- B) 行事関係施設、資材の保全に努め、危険なものは事故防止のため撤去する。
- C) 行事中止の場合、その部員をもって所要の支援業務にあたる。

v) 野営管理部

- A) 参加者及び見学者の退避先の調整を行うとともに、必要な情報の提供および収集にあたり適切な処置をとる。
- B) 警戒体制を強化し、特に退避野営区の留守キャンプの警戒に協力する。
- C) 場内交通規制を強化し、事故の防止に努める。

vi) 救護部

- A) 退避先を巡回して所要の救護を行うほか、保健衛生上の指導を行う。

## IX.危機収束時の対応.

### (1) 記録

- ①担当部、関連部及び危機管理部は、各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理する。
- ②担当部は、各々が行った緊急対応記録の報告を受け、緊急対応の全体を取り纏める。

### (2) 分析・評価と再発防止策

#### ①原因分析

担当部は、危機管理部と協議し、危機の発生原因、被害拡大原因の分析、と課題整理を行う。

#### ②緊急対応の評価

- i) 担当部、関連部及び危機管理部は、各々が行った緊急対応の自己評価を行う。
- ii) 危機管理部は、担当部からの緊急対応の全体報告及び各々の緊急対応の評価結果をもとに、全体的な視点から危機対策の見直しの必要性を検証する。

#### ③再発防止策

担当部及び関連部は、危機管理部と協議し、原因分析や自己評価結果に応じてマニュアルの見直しを含む再発防止策を講ずる。

## X.関係機関

関係機関名	住 所	電話番号
富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1111
富士宮警察署	富士宮市城北町 160	0544-23-0110
富士宮市芝川町消防組合	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1198
フジヤマ病院	富士宮市原 683-1	0544-54-1211
富士宮市救急医療センター	富士宮市宮原 12-1	0544-24-9999
竹川医院	富士宮市上井出 106	0544-54-2232
井之頭中学校(避難場所)	富士宮市猪之頭 999	0544-52-0111
井之頭小学校(避難場所)	富士宮市猪之頭 168	0544-52-0004
人穴小学校(避難場所)	富士宮市人穴 362	0544-52-0040